平成２３年（フ）第６４３号
東京都八王子市八日町２番１―806号
債務者　石田　晃司
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月19日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第６８２号
東京都町田市野津田町269番地１
債務者　木村美知子
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月19日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第３２号
熊本県人吉市下戸越町1058番地１
債務者　山本ゆかり
1　決定年月日時　平成23年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月19日午後２時
熊本地方裁判所人吉支部

平成２３年（フ）第１３６５号
神奈川県鎌倉市浄明寺２丁目10番15号
債務者　太田　俊介
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３６７号
東京都八王子市子安町１丁目43番２号第２八王子ハイツ105号
債務者　大沢　隆雄
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月24日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第７０８号
東京都八王子市中野上町３丁目25番１号
債務者　後藤　良男
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月25日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第６５２号
静岡県焼津市中里1131番地
債務者　勝岡美津子
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月24日午後３時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３２６号
静岡市葵区新伝馬２丁目１番15―102号
債務者　齊藤　裕子
1　決定年月日時　平成23年６月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月24日午後３時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６２５号
東京都立川市上砂町１丁目13番地の１上砂町１丁目アパート１棟105号
債務者　渡邉　三郎
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月１日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第２９６号
静岡県焼津市下小田640番地の２　第２宮下マンション105号、旧住所静岡県焼津市高新田2116番地の９
債務者　鈴木　年夫
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月30日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３３０号
静岡市葵区足久保口組3276番地の46、旧住所静岡市葵区松富上組10番地
債務者　加藤　一郎
1　決定年月日時　平成23年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月30日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３３１号
静岡市葵区足久保口組3276番地の46、旧住所静岡市葵区松富上組10番地
債務者　加藤　庸江
1　決定年月日時　平成23年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月30日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１２２号
沖縄県沖縄市安慶田１丁目26番Ａ―305号安慶田市営住宅
債務者　島袋　友盛
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月６日午後１時10分
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第９４号
北海道帯広市西24条南１丁目33番地　Ｋ＆Ｋコーポラス Ｅ棟101
債務者　照井　祐輔
1　決定年月日時　平成23年６月８日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月15日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第３１号
熊本県球磨郡球磨村大字神瀬丙82番地
債務者　永井あさみ（旧姓木屋）
1　決定年月日時　平成23年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月９日午前10時30分
熊本地方裁判所人吉支部